

平成30年第7回さつま町農業委員会総会議事録（閲覧用）

1 開催日時 平成30年7月20日（金） 午前10時00分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員（10名）

1番	坂元	勝志	2番	坂元	兼一
3番	田畑	和成	4番	豊増	文夫
5番	深水	美佐子	6番	南原	奈美子
7番	赤崎	敬一郎	8番	吉留	義晃
9番	栗牧	伸一	10番	池山	準一

出席推進委員（23名）

11番	下市	博彰	13番	野間	菊昭
14番	山崎	博文	15番	久保	正昭
17番	帖佐	達郎	18番	三腰	修一
20番	長野	壯二	21番	濱田	誠
23番	下屋敷	正	24番	野元	秀一
26番	堀之内	睦	27番	米丸	純男
29番	竹之内	重則	31番	松尾	秀樹
32番	永江	友義	33番	米永	正幸
35番	黒瀬	陸朗	34番	坂元	智一

職員（4名）

事務局長	岩下	純一
農地係長	松山	明浩
農地係主査	尾付野	直樹
農地係主査	福留	章乃

4 欠席農業委員（0名）

5 会次第

(1) 議案第1号	農地法第3条許可（農委）申請について	(4件)
(2) 議案第2号	農地法第4条申請について	(1件)
(2) 議案第3号	農地法第5条申請について	(2件)
(3) 議案第4号	農用地利用集積計画について	(3件)
(4) 議案第5号	非農地証明について	(2件)
(5) その他		

6 その他

事務局長 　　ただ今から平成30年第7回総会を開会いたします。
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　(あいさつ)

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。
出席人員につきましては、10名中10名の出席で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。また、推進委員25名中23名の出席をいただいています。以上で出席人員の報告を終わります。
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。
7番 赤崎敬一郎委員、8番 吉留義晃委員をお願いいたします。

　　　　　　　次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。

　　　　　　　(なしの声あり)

　　　　　　　意見が無いようですので、会務報告を終わります。

　　　　　　　次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

事務局
(尾付野) 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明
農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると判断し提案いたします。

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

21番委員 　　7-1番について説明申し上げます。渡人の●●さんは受人である●●さんと同じ集落であり実家もありました。申請地は●●さんの家の近くで昔から耕作されていたようでした。今回、●●さんが買って下さいという申し出をされ話がまとまったようです。境界等もしっかりしており問題はないと思います。ご審議方よろしくをお願いいたします。

28番委員 　　7-2番について報告いたします。詳細は記載のとおりであり親子間の贈与であります。お父さんの方は現在、施設に入所中であります。字井ノ谷の田は親戚の方に耕作をお願いされていたようでした。字杉山の畑は現地確認しましたところ荒れていたため、非農地申請をされるようお話ししました。それと字井ノ谷の田は現在耕作者がいないことから借手を見つけてくださいとお願いされましたが、有害鳥獣被害等が多いことから借手を

見つけるのは難しいと返事をいたしました。この土地は荒れていくのではと感じたところです。以上で報告を終わります。

事務局 7-3番の虎居地区について●●委員より報告がありましたので、説明いたします。親子間の贈与であり現地については境界もしっかりしており、また、管理も行き届いているという報告を受けております。よろしくお願いいたします。

19番委員 7-3番の平川地区について。渡人と受人は親子でありまして、境界等もしっかりしており何ら問題はありませんでした。以上です。

14番委員 7-3番の広瀬地区について説明をいたします。境界等しっかりしており問題はありません。よろしくお願いいたします。

27番委員 7-3番の柏原地区について説明をいたします。この地区も境界等しっかりしており問題はありません。よろしくお願いいたします。

34番委員 7-4番について説明をいたします。親子間の贈与になります。場所は牛舎の隣になります。境界はしっかりしており問題はありません。以上です。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

6番委員 7-3番についてであります。質問ではありませんが、字政所の3257番ですが、私の農園のすぐ隣にある農地だと思うのですが、ここは竹などが生えている耕作放棄地でないかと思っています。非農地申請をされたらいかがでしょうか。

27番委員 本人から聞きましたところ長年耕作してなく耕作放棄地となっているようです。今のところ本人は非農地証明願いを提出するような話は聞いていません。

議長 ほかにございませんか。

このような農地は今後出てくるようであります。そのような場合は元に戻すことをお願いして、どうしても荒れていて耕作できないようであれば、非農地申請を考えられるよう助言をお願いいたします。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」は、

原案のとおり許可する事に決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第4条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(松山)

議案第2号「農地法第4条許可申請について」説明
申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長

ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

33番委員

7-1番について説明いたします。申請人の●●さんは本年度より新規就農者で家業である米と畜産のほうを頑張っているようです。今回は規模拡大を行いたいということで資料の12ページにありますとおり北方2号線沿いの現在宅地の横にあります畑に子牛の育成牛舎と車庫を建築し、また、牧草ロール置場と運動場を作りたいということでした。境界等もしっかりしており進入路も宅地との間にありましたので、何ら問題はありませんでした。以上です。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

7番委員

牛舎を建築するということですが排水は、大丈夫なのでしょうか。町道に流されると思いますがいかがでしょうか。

33番委員

計画の見取り図をご覧ください。この中に排水路及び溜桝なども入っていますので問題はないと思います。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第4条許可申請について」について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号「農地法第4条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条許可申請について」を議題といたします。

事務局の議案の説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条許可申請について」説明

(松山) 申請内容を、転用許可の一般基準の各項目に沿って審査しましたところ、申請内容に不都合はなく妥当性があると判断し提案するものです。

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。

18番委員 7-1番につきまして説明いたします。申請地の図面は13ページです。事務局の説明にもありましたが昭和55年に基盤整備がなされたところで現在は耕作されている土地はほとんどないというところであります。申請地も草が生えており原野化しています。隣接する原野も含めて太陽光発電施設を設置しようという申請がなされたものです。境界等につきましても問題はありませんでした。以上です。よろしくお願いいたします。

35番委員 7-2番につきまして説明いたします。申請地は資料の14ページにありますとおり隣の●●電気の工場を増設するために必要となった農地です。残地につきましては工場への搬入路として使用されます。元々この畑は家庭菜園でありましてこれと一緒に宅地も売買されるものです。以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

7番委員 7-1番についてであります。説明があつたとおり以前よりこの地区は荒廃していたということでしたが、なぜ、第1種農地のままであつたのか、なぜ、第1種農地でなければいけない理由を教えてください。

事務局 第1種農地の基準といえますか条件があります。まず農地の広がり10ヘクタール以上というのがあります。その次に土地改良事業を施行したところということも入ってまいります。事務局としましても現地を見ますと第1種農地としては見えないと思いますが、登記簿謄本等を見ますと土地改良事業による換地処分という文言が出てきます。これがありますとどうしても第1種農地として判断することになります。

議長 今の説明でよろしいですか。

7番委員 わかりましたが、このような農地は今後出てくるとおられます。

事務局 木などが生えていて農地として使えないようであれば非農地申請をされて地目を変えることも考えられるところです。
ただし、農業委員会で非農地判断しても土地改良事業が行われたところは土地改良区の判断をお願いすることになります。

議長 ほかにございませんか。

(なしの声あり)

意見が無いようですので、採決をいたします。議案第3号「農地法第5条許可申請について」について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお

願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第3号「農地法第5条許可申請について」は、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に、議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の議案の説明をお願いします。

事務局
(福留)

「議案第4号 農用地利用集積計画について朗読及び説明」
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、許可要件を満たしていることから提案するものです。

議長

ただ今の、議案説明に関しまして、担当推進委員の方から補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

ただ今の、議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、妥当とすることに決定いたします。

次に、議案第5号「非農地証明願いについて」を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局
(松山)

「議案第5号 非農地証明について朗読及び説明」

議長

ただ今の議案説明に関しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果をお願いします。

19番委員

7-1番について説明します。申請地は図にありますように宅地に隣接した小面積の土地であります。現状は井戸がこの土地に入っており宅地となっているようですので非農地と判断いたしました。よろしく願います。

34番委員

7-2番について説明します。16ページに地図がありますがご覧のとおり山間地にある田となっています。農振農用地内の田となっていますが、耕作者は80代の方で、周りは山林で進入路も壊れており写真ではわかりにくいですが相当荒れていますので非農地と判断いたしました。よろしく

お願いいたします。

議長

ただ今の、議案説明及び補足説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

よろしいですか、それでは採決いたします。議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第5号「非農地証明願い」については、妥当とすることに決定いたします。

次に、(6)「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

8番委員

議案第3号の7-1番については許可相当となったところですが、この農地は土地改良事業でされているとのことでしたが、賦課金等があると思われませんが土地改良区とは協議されたのか教えていただきたい。

事務局

土地改良事業で造成された農地ですが、周辺を含めて土地改良区には入っていないそうです。このため賦課金の問題もありません。

8番委員

わかりました。

議長

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

事務局は何かありますか。

無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他にはいります。その他で事務局より何かございませんか。

事務局

別紙資料について

- ・本日(20日)午後の農地利用の最適化合同会議の出席者確認
- ・(7/27)認定農業者との意見交換会の出席者確認
- ・全国農業新聞の加入推進の実績について(平成29年度)
- ・6月までのアンケート調査の実績について
- ・6月までの農地利用最適化交付金事業の実績について

ただ今の件につきまして、何かございませんか。

ないようですので以上で、さつま町農業委員会平成30年第7回総会の

全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

事務局長

以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼、お疲れさまでした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する

会 長 _____

委 員 _____ 7 番委員

委 員 _____ 8 番委員

